

諮問番号：令和6年度諮問第2号

答申番号：令和6年度答申第4号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

山梨県障害者相談所長（以下「処分庁」という。）が令和5年4月20日付けで行った山梨県療育手帳交付規則（平成15年山梨県規則第29号。以下「県規則」という。）第4条第2項の規定に基づく療育手帳交付決定処分（以下「本件処分」という。）に関する審査請求については棄却されるべきであるとする山梨県知事（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

### 第2 事案の概要

#### 1 事案の骨子

処分庁が県規則第4条第1項に基づき障害（知的）の程度を判定する検査、その他行動観察や医学診断等の結果を総合的に判断し療育手帳を交付したところ、検査の実施方法及び実施状況が不適切であったとして、審査請求人が令和5年6月18日付け書面により、本件処分の取消し及び検査の再実施を求め、本件審査請求を行ったものである。

#### 2 関連法令等の定め

- (1) 手帳の交付の申請は、知的障害者又はその保護者が、知的障害者の居住地を管轄する福祉事務所の長（福祉事務所を設置しない町村にあっては、当該町村の長及び管轄の福祉事務所の長とする。）を経由して都道府県知事等に対して行うものとする（療育手帳制度要綱第5の1。以下「要綱」という。）。
- (2) 都道府県知事等は、児童相談所又は知的障害者更生相談所における判定結果に基づき手帳の交付を決定し、交付の申請の際の経由機関を経由して申請者にこれを交付する（要綱第5の2）。
- (3) 障害の程度は、次の基準により重度とその他に区分するものとし、療

育手帳の障害の程度の記載欄には、重度の場合は「A」と、その他の場合は「B」と表示するものとする（療育手帳制度の実施について第3）。

(4) 知事は、前条の規定による申請があったときは、障害者相談所（山梨県行政機関等の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第2号）第8条の規定により設置された山梨県障害者相談所をいう。）又は児童相談所（同条例第7条第一項の規定により設置された山梨県中央児童相談所及び山梨県都留児童相談所をいう。）に、知的障害の程度についての判定を行わせるものとする（県規則第4条）。

(5) 知事は、前条第1項の規定による判定の結果を、次の各号に掲げる区分に従いそれぞれ当該各号に定める記号により、療育手帳に記載するものとする（県規則第5条）。

1 最重度又は重度の知的障害を有し、かつ、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当する者 A-1

2 最重度の知的障害を有する者（前号に掲げる者を除く。） A-2 a

3 重度の知的障害を有する者（第1号に掲げる者を除く。） A-2 b

4 中度の知的障害を有し、かつ、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から3級までのいずれかに該当する者 A-3

5 中度の知的障害を有する者（前号に掲げる者を除く。） B-1

6 軽度の知的障害を有する者 B-2

(5) 山梨県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成15年山梨県規則第36号。以下「特例規則」という。）の表第五に係る事務処理は、療育手帳の交付を受けようとする者又は療育手帳の交付を受けた者の居住地の市町村が行うものとする（山梨県療育手帳事務処理要領（以下「県要領」という。）第2条）。

(6) 市町村は、特例規則の表第五のイの規定による療育手帳交付申請書の受付及びハの規定による再判定申請書の受付を行ったときは、当該受付に係る書類を、療育手帳の交付を受けようとする者又は療育手帳の交付を受けた者の年齢が18歳未満の場合には当該市町村の区域を管轄する児童相談所に、18歳以上の場合には障害者相談所に送付するものとする

る。

なお、療育手帳交付申請書の受付を行ったときは、付表（第1号様式）を添えて送付するものとする（県要領第3条）。

### 3 前提事実

- (1) 審査請求人は、令和5年2月24日、県要領第2条に基づき、住所地である〇〇〇に「療育手帳交付申請書」を提出した。
- (2) 〇〇〇は、県要領第3条に基づき、〇〇〇を所管する〇〇〇〇相談所（以下「〇〇〇〇」という。）の所長宛に書類を送付し、〇〇〇〇所長は、令和5年3月6日、これを受理した。
- (3) 〇〇〇〇の児童心理司は、令和5年3月10日、審査請求人へ架電し、療育手帳判定の流れについて説明し、来所日時を確認した。
- (4) 〇〇〇〇は、令和5年3月23日、療育手帳の判定のため、審査請求人及び審査請求人の児童（以下「本件児童」という。）に対し、児童福祉司及び児童心理司による聞き取り、行動観察、心理検査を行い、同月30日、児童精神科医師による医学診断を行った。
- (5) 〇〇〇〇は、令和5年4月10日の判定会議において、上記診断の結果、中度の知的障害が認められるとし、療育手帳制度に規定する障害の程度（総合判定）はB-1、再判定は2年後とする判定を行った。
- (6) 〇〇〇〇所長は、令和5年4月12日、県要領第12条に基づき判定結果通知書を作成し、処分庁あて通知した。
- (7) 処分庁は、令和5年4月20日付け、県規則第4条に基づき療育手帳交付決定通知書とともに療育手帳を、住所地である〇〇〇を經由して審査請求人に交付した。
- (8) 審査請求人は、令和5年4月26日、〇〇〇から療育手帳等の交付を受けた。

(9) 審査請求人は、令和5年6月18日、審査庁に対し、本件処分に関する審査請求を行った。なお、同年10月4日、審査請求人により審査請求書が補正された。

(10) 審査庁は、山梨県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対し、令和6年5月24日付けで本件審査請求に係る諮問書を提出した。

#### 4 争点

県規則第4条第2項に基づき交付した療育手帳の交付決定に関する処分について、検査の実施方法及び実施状況が適正であったか。

### 第3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

(1) 処分庁は、令和5年3月23日に行われた「KIDS 乳幼児発達スケール TYPE T」の検査において、審査請求人に対し、注意事項の説明をせずに検査を実施した。また、「はい」と「いいえ」の二択では答えづらい項目があった。

(2) 検査前に待たされたことや本件児童の世話をしながら聞き取り等が行われたことにより、審査請求人は疲弊していた。かつ、本件児童のわめき声により集中できない状況下で、全て口頭で検査が行われたため、聞き間違いによる誤回答が複数あった。

(3) 本件児童が多動により、原則行われる「田中ビネー式知能検査」を行うことができず、「KIDS 乳幼児発達スケール TYPE T」と「医学診断」のみで判定が行われた。

(4) 以上のことから、検査の実施方法や実施状況が不適當であり、検査結果は正確ではないため、本件処分を取り消したうえで再検査を行う必要がある。

#### 2 処分庁の主張

(1) 処分庁は、検査開始前に検査の趣旨等を伝え、児童心理司からの質問に「はい（できる）」か「いいえ（できない）」で答えるよう説明してい

る。

- (2) 審査請求人は、本件処分の取消しの理由として「事前に検査の注意説明がされなかった」ことを挙げているが、審査請求人が指す注意説明は「記入上の注意」のことであり、これは記入する職員に対する注意事項であるため、審査請求人に説明する必要は無く、手続きに問題はない。
- (3) 審査請求人が回答に迷う項目については、その回答と本件児童の行動観察を合わせ、児童心理司が専門的に判断し記入している。なお、検査時に、審査請求人から質問を聞き逃した等の申し出はなかった。
- (4) 山梨県療育手帳に関するマニュアル（以下「県マニュアル」）に基づき、生育歴の聞き取り、行動観察、発達検査、医学診断の結果を総合的に判断し、知的障害・障害程度の認定を行った。なお、本件児童の年齢と状態像を鑑み、「田中ビネー式知能検査」は不実施としたが、乳幼児について発達検査のみで評価することは一般的である。

#### 第4 審理員意見の要旨

##### 1 結論

本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

##### 2 理由

検査の判定は保護者（養育者）の回答のみではなく、本件児童の行動観察を合わせて、児童心理司が専門的知見をもとに判定している。したがって、審査請求人が勘違いして又は聞き間違えて回答した場合であっても、処分庁はこれに気づき補正して判定できる仕組みになっていることから、審査請求人の検査結果は正確ではないという主張は採用できない。

#### 第5 審査庁の判断

審理員意見と同旨。

#### 第6 調査審議の経過

令和6年 5月24日 審査庁から諮問書の提出

同年 8月13日 第1回審議

同年10月15日 第2回審議

## 第7 審査会の判断

### 1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

### 2 本件処分に係る争点について

- (1) 山梨県では、国通知等を受けて、県規則を定め、手続に伴う判定を行う者や障害の程度について定めている。また、県規則の施行に関し必要な事項について、県要領を定め、事務手続についてはこれに沿って運用している。
- (2) 県要領第14条では、「療育手帳の交付に関して必要な事項は、判定機関の長が別に定める」と規定し、これに基づき作成された県マニュアルに沿って、療育手帳の交付が決定されており、身体障害者手帳制度と比較すると、療育手帳制度の障害の程度の判定については、地方自治体の裁量に多くが委ねられているといえる。そこで、審査請求人の主張について、県規則や県要領の規定に沿って適切になされたものなのかを前提に、検査の実施方法及び実施状況に違法又は不当な点がないかについて、以下検討する。
- (3) 第3の1(1)について、審査請求人の指す注意事項の対象は、保護者（養育者）ではなく記入する職員であり、これを保護者（養育者）に見せることは検査方法として必須ではない。また、検査の趣旨及び回答方法についての説明は、他の被検査者に対しても同様に行われていることから、処分庁のこの対応に不合理な点は認められない。
- (4) 第3の1(2)について、処分庁は、検査用紙を机上に広げ、かつ、口頭で質問を読み上げたと主張している。この点、双方の主張に相違があるものの、検査用紙を見せながらの検査実施は、検査をより分かりやすくするための対応にすぎず、仮に机上に検査用紙を広げず、口頭のみで検査が行われたとしても、要綱や県規則、県マニュアル等に反する方法で検査が行われたというものではない。したがって、これをもって検

査方法に違法又は不当な点があるとはいえない。

- (5) また、聞き間違いによる誤回答があったとしても、保護者（養育者）の回答と本件児童の行動観察を合わせて、児童心理司が専門的に補正して判定できる仕組みとなっていることから、手続上の瑕疵があるとはいえず、違法又は不当な点は認められない。
- (6) 第3の1（3）について、県マニュアル2（1）Ⅱ1（1）では、やむを得ない事由がある場合は、原則用いられる「田中ビネー式知能検査」ではなく他の検査も使用可能と定めていることから、処分庁において、一般的に未就学児に対して知能検査が実施できない場合には、保護者からの聞き取りをもとに発達指数を算出する発達検査を使用できることとしていることに不合理な点は認められない。
- (7) なお、審査請求人及び処分庁の主張によると「多動症があり座って待つことができない」「所内を走り回って落ち着いていられなかった」とあることから、処分庁がこれらをやむを得ない事由として認め、「KIDS 乳幼児発達スケール TYPE T」の使用を決めた処分庁の判断は、不合理とまでいうことはできない。
- (8) よって、処分庁の行った県規則第4条第2項に基づく療育手帳の交付決定に関する処分について、検査の実施方法及び実施状況に、違法又は不当な点は認められない。

### 3 結論

以上検討したところによれば、本件処分を行うに際しての審査過程に看過し難い過誤欠落は認められず、本件処分に違法又は不当とすべき事実も認められない。

したがって、本件審査請求には理由がないと認められるため、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

山梨県行政不服審査会

委員 關本 喜文

委員 小林 真理子

委員 吉澤 宏治